

第3節 ● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組

1 政労使の枠組みによる推進

2007（平成19）年12月に、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）（第1-3-9図）が策定されて以降、官民が一体となって、これまでの働き方を抜本的に改革し、仕事と生活の調和実現のための取組を進めてきた。

仕事と生活の調和の推進のため、2008（平成20）年4月に「仕事と生活の調和推進官民

トップ会議」の下に「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「連携推進・評価部会」という。）が設置された。連携推進・評価部会では、「憲章」・「行動指針」に基づき、現場の声を踏まえつつその点検・評価を行うとともに、関係者間の連携推進を図るため、各主体の取組状況についての報告や意見交換を行っている。また、連携推進・評価部会では、同年後半からの経済状況の悪化の中で、仕事と生活の調和に向けた取組が停滞することを懸念する声が聞かれることから、2009（平成21）年4月に「緊急宣言－今こそ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を－」を仕事と生活の調和関係省庁連携推

第1-3-9図 憲章及び行動指針

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針

○平成19年12月、官民トップ会議において、政労使の合意により策定

「憲章」

仕事と生活の調和を推進するための大きな方向性を提示

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

「行動指針」

・企業や働く者、国民の取組と、それを支援する国や地方公共団体の取組を提示
・社会全体の目標として14の数値目標と実現度指標を設定

《14の数値目標例》

- ・フリーターの数
現状 187万人、
2017年 144.7万人
 - ・年次有給休暇取得率
現状 48.1%、
2017年 完全取得
 - ・6歳未満の子をもつ男性の育児・家事時間（1日当たり）
現状 60分、
2017年 2時間30分
- ※現状は行動指針策定時

各主体が果たすべき役割

企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

《主な具体的な取組》

- 経営トップのリーダーシップによる職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現
- 業務の見直し等により、時間当たり生産性の向上等

国・地方自治体

企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

《主な具体的な取組》

- 国民の理解や政労使の合意形成の促進
- 制度的枠組みの構築、監督指導の強化
- 取組企業への支援(好事例等の情報の収集・提供・助言、中小企業に対する助成金、顕彰制度等)等

進捗状況の点検・評価

- 「仕事と生活の調和」実現度指標等の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置

進会議と合同でとりまとめた。緊急宣言では、仕事と生活の調和の推進は中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」であり、好不況にかかわらず国民運動として着実に進めていくべきものであることを、政労使の枠組みにより改めて確認した。

同年8月には、取組の更なる展開を図るため、「憲章」・「行動指針」策定以降の、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009」をとりまとめた。

2 国の取組

(1) 国民の取組気運の醸成

ア 仕事と生活の調和推進のための国民運動「カエル! ジャパン」キャンペーン

2008（平成20）年6月から、「カエル! ジャパン」をキーワードに、国民参加型のキャンペーンを開始し、「ひとつ、働き方を変えてみよう」とのキャッチフレーズの下、広く国民に「働き方を変えること」を呼びかけている。同年7月からは、具体的な国民参加の仕組みとして、キャンペーン趣旨に賛同し、具体的な取組を開始する企業、労働団体、地方公共団体、個人等がシンボルマークをWEB上でダウンロードでき、自身の取組に活用できるシステムを内閣府仕事と生活の調和ポータルサイト上に構築した。2009（平成21）年5月現在、企業、団体登録件数181件、地方公共団体登録件数96件、個人登録件数633件がこのキャンペーンに賛同しており、これらの企業・団体等の名称や具体的な取組事例をポ

ータルサイト上で公表した。

○ 「カエル! ジャパン」について

http://www8.cao.go.jp/wlb/change_jpn/index.html

イ 『カエル! ジャパン』通信（メールマガジン）の発行

2009年10月から、メールマガジン『カエル! ジャパン』通信の配信（月1回程度）を開始した。各職場においてワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む際に参考となる情報等を適時広く提供するため、「カエル! ジャパン」通信では、ワーク・ライフ・バランスに関する各種施策、具体的な取組事例、有識者の話、各種データ等の情報を紹介している。

○ 『カエル! ジャパン』通信 配信申込はこちら

<http://www8.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/index.html>

ウ ワーク・ライフ・バランスに関する調査等の実施

地方公共団体の取組状況に関する調査、ワーク・ライフ・バランスに関する文献・論文、統計・調査のリスト及びダイジェストのアーカイブ化に向けた調査、ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査等を実施している。これらの調査結果については、内閣府仕事と生活の調和ポータルサイト上で公表するほか、「カエル! ジャパン通信」などにより広く提供している。

エ 各種勉強会、セミナー、シンポジウム等への講師派遣

「憲章」及び「行動指針」の策定以後、企業や業界団体、労働者団体が主催する勉強会や、地方公共団体が主催するセミナー、シンポジウムにおいて、仕事と生活の調和がテ